

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>中小企業者が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者である中小企業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第11項の規定による特定機械装置等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。</p> <p>この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄及び「②」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。</p> <p>(2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(3) 「⑤」欄には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(4) 「⑧」欄から「⑩」欄には、供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械装置等については記載せず、供用年の翌々年以降に指定事業の用に供しなくなった特定機械装置等についてのみ記載します。 （注） 供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械装置等に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。</p> <p>(5) 「供用廃止設備の供用年に指定事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の特定機械装置等で、既に指定事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。</p> <p>(6) 「⑭」欄と「⑮」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑯」欄と「⑰」欄の金額をそれぞれ記載します。 （注） 供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械等については、「⑱」欄のみに記載し、「⑳」欄には記載しません。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の3、平成15年改正前の措法第10条の6、平成14年改正前の措法第10条の7</p>	<p>中小企業者が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者である中小企業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第11項の規定による特定機械装置等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。</p> <p>この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「⑤」欄には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(3) 「⑩」欄から「⑰」欄には、供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械装置等については記載せず、供用年の翌々年以降に指定事業の用に供しなくなった特定機械装置等についてのみ記載します。 （注） 供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械装置等に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。</p> <p>(4) 「供用廃止設備の供用年に指定事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の特定機械装置等で、既に指定事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。</p> <p>(5) 「⑱」欄と「⑲」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑳」欄と「㉑」欄の金額をそれぞれ記載します。 （注） 供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械等については、「㉒」欄のみに記載し、「㉓」欄には記載しません。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の3、平成15年改正前の措法第10条の6、平成14年改正前の措法第10条の7</p>